

静岡県空手道連盟

規約及び細則

静岡県空手道連盟

令和2年6月13日細則改正版

静岡県空手道連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、静岡県空手道連盟(以下「本連盟」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を事務局長の住所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、健全なる空手道の普及・発展及び会員の親睦と融和を図るとともに、県民の体位向上とスポーツ精神の涵養に努め、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空手道大会及び講習会の開催
- (2) 空手道に関する調査・研究
- (3) 公認審判員及び指導員の育成及び資格認定
- (4) 競技力向上と選手の指導育成
- (5) 公認段位審査の実施
- (6) 関係諸団体の実施する諸行事への協力
- (7) 上記に関連する本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(組織)

第5条 本連盟は、静岡県下の空手愛好者の団体で、本趣旨に賛同し、理事会の議決を経て加盟が承認されたものをもって組織する。

- 2 加盟者は、本連盟の規約を遵守しなければならない。
- 3 本連盟は、公益財団法人静岡県体育協会の組織団体とする。
- 4 本連盟は、公益財団法人全日本空手道連盟の構成団体とする。

(加盟)

第6条 本連盟に加盟しようとする団体は、所定の加盟申込書に必要事項を記入し、会長あてに12月末日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申込みがあったときは、3月末日までに開催する理事会の議決を経て加盟の可否を決定し、その旨を直ちに当該団体に通知するものとする。

3 前項の承認通知を受けた団体は、理事会で定める加盟金、年会費を納入しなければならない。

(脱退)

第7条 本連盟を脱退しようとする団体は、その理由を記載した書面を会長あて提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の申し出があったときは、前条第2項の規定を準用する。

(資格の喪失)

第8条 加盟団体に次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、通知催告を要しないで本連盟を脱退したものとみなし、加盟団体としての資格を喪失する。

- (1) 加盟団体が解散したとき。
- (2) 第5条第1項に定める加盟団体としての資格条件に欠けたとき。
- (3) 加盟団体が除名されたとき。
- (4) 正当な理由がなく、会費を1年以上にわたり滞納したとき。

(権利の喪失)

第9条 第7条の規定により脱退し、又は前条の規定により資格を喪失した団体は、本連盟の財産に対する一切の権利を失う。

第4章 役員・職員

(役員・職員)

第10条 本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 "
- (6) 理事 "
- (7) 幹事 "
- (8) 監事 "
- (9) 事務局長 1名、事務局次長 1名

2 本連盟に名誉会長、顧問、相談役をおくことができる。

(役員・職員の選出)

第11条 役員及び職員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は理事会において選任する。
- (2) 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により選任する。
- (3) 理事及び幹事は東部、中部、西部の3地区及び全日本実業団空手道連盟、全日本大学空手道連盟、全国高等学校体育連盟、全国中学校空手道連盟の静岡県内

構成団体から推薦された幹事候補者、理事候補者の中から理事会において選任する。

- (4) 会長は、前号の規定にかかわらず、4名以内の理事を選任できる。
- (5) 理事が会長に就任したときは、当該地区から理事を補充するものとする。
- (6) 監事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (7) 事務局長及び事務局次長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (8) 名誉会長、顧問、相談役は、理事会で推挙し会長が委嘱する。

(役員職務)

第12条 会長は本連盟の業務を総理し、本連盟を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、本連盟の業務を統括し、執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常任理事は常任理事会を組織し、本連盟の重要事項及び緊急を要する業務について審議し執行する。
- 6 理事は理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議し、総会の決議事項を執行する。
- 7 幹事は総会に出席し、本連盟の重要事項を議決するほか、理事長の指示により事業を執行する。
- 8 監事は毎年1回又は必要に応じ、本連盟の会計状況を監査する。
- 9 名誉会長は連盟の運営全般について助言を行い、顧問、相談役は会長の諮問に応じ、要請があれば会議に出席し意見を述べることができる。
- 10 事務局長は理事長の命を受けて本連盟の事務を執行する。
- 11 事務局次長は理事長の命を受けて、一般会計、特別会計事務、特別会計基金事務を処理する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を防げない。ただし補欠または増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は辞任し又は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。
- 3 役員に定年制を設ける。
- 4 第10条第2項の名誉会長、顧問、相談役の任期は、会長の在任期間とする。

(事務局)

第14条 本連盟に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長を置き、その他必要な職員を置くことができる。
- 3 事務局職員は事務局長が推挙し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(役員・職員の報酬)

第15条 役員・職員は有給とすることができる。又その職務を執行するため要した費用を弁償する。

第5章 会議

(総会)

第16条 本連盟の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 総会は、第10条第1項の役員をもって構成する。
- 3 通常総会は、毎年1回決算日から3ヶ月以内に開催しなければならない。
- 4 臨時総会は、理事会が認めたとき、又は理事及び幹事の2分の1以上から会議の目的事項を書面に示し、請求があったとき開催しなければならない。
- 5 前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会の招集をしなければならない。
- 6 総会を開催するとき、会長は、審議事項を示した書面により、招集日の10日前までに通知しなければならない。
- 7 総会の議長は、その総会において出席した者の中から選出する。
- 8 総会は、構成員数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 9 総会の決議は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、あらかじめ事務局長に提出した委任状は成立要件と認める。
- 10 総会は本連盟の最高決定機関であって、次の事項を決議する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (4) 第10条第1項の役員の選任に関すること。
 - (5) その他重要事項

(理事会)

第17条 理事会は、第10条第1項第1号～第6号及び第9号の役員をもって構成する。

- 2 理事会は次のいずれかに該当する場合開催する。
 - (1) 理事長の要請があり、会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の2分の1以上から会議の目的事項を書面に示し、請求があったとき。
- 3 会長は前項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を開催しなければならない。
- 4 理事会を開催するときは、審議事項を示した書面により少なくとも招集日の7日前までには通知しなければならない。
- 5 理事会の議長は理事長がこれにあたる。
- 6 理事会は構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 7 理事会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、あらかじめ事務局長に提出した委任状は成立要件と認める。
- 8 理事会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 会員の加盟、退会に関する事。
- (3) 細則の制定及び改廃の承認に関する事。
- (4) その他業務執行に関する事。

(常任理事会)

第 18 条 常任理事会は、第 10 条第 1 項第 1 号～第 5 号及び第 9 号の役員で構成する。

- 2 常任理事会は理事長の要請があり会長が必要と認めたとき開催する。
- 3 常任理事会の議長は理事長がこれにあたる。
- 4 常任理事会は構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。
- 5 常任理事会における議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、あらかじめ事務局長に提出した委任状は成立要件と認める。
- 6 常任理事会は規約に定めるもののほか、本連盟の運営上、重要な事項、緊急を要する事項ならびに理事会に諮るべき事項を審議する。

(三役会)

第 19 条 三役会は会長および理事長、事務局長で構成する。

- 2 三役会は会長が必要により招集する。
- 3 三役会は会長が必要とする事項について意見調整を行う。

(議事録)

第 20 条 会議には議事録を作成し、議長及び出席者代表 2 名が署名・捺印しなければならない。

第 6 章 専門委員会

(専門委員会)

第 21 条 本連盟は第 4 条に定める事項を推進するため次の専門委員会をおく。

- (1) 強化委員会
 - (2) 審判委員会
 - (3) 指導委員会
 - (4) 段位委員会
 - (5) 競技委員会
- 2 各委員会の委員長及び委員は、常任理事会において選出し、理事長が委嘱する。
 - 3 各委員会は委員の互選により副委員長 1 名をおき、必要により会計担当者をおくことができる。
 - 4 委員の任期は 2 年とし、欠員を生じたときは補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。
 - 5 各委員会の決定事項で特に重要な事項については、理事会の承認を受けなければならない。
 - 6 各委員会において必要な経費は、独立した会計とし執行することができるが、毎年度

- 末及び随時に会計監査を受け、事務局に報告書を提出しなければならない。
- 7 各委員長は理事長を議長とする専門委員会協議会を構成し、相互に情報交換するなど連携を密にし、一層の技術力向上と本連盟業務運営の円滑化を図るものとする。
 - 8 専門委員会協議会は年1回以上開催する。
 - 9 各専門委員長は理事長の命により理事会に出席することができる。
 - 10 各専門委員会には、担当役員として第10条(2)(4)(5)があたる。

第7章 財産及び会計

(資産の構成)

第22条 本連盟の資産は次のとおりとする。

- (1) 加盟金、年会費、分担金
- (2) 助成金、補助金
- (3) その他の収入

(会費の納入)

第23条 加盟団体は毎年度の理事会で定める年会費・分担金を期日までに納入しなければならない。

(負担金の納入)

第24条 本連盟は理事会の議決を経て、分担金を賦課することができる。

(会計の区分)

第25条 会計の区分は次の3種とする。

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計
- (3) 特別基金会計

(一般会計)

第26条 一般会計は通常の業務に関する会計とする。

(特別会計)

第27条 特別会計は独立した業務運営に必要な会計とする。

(特別基金会計)

第28条 本連盟は理事会の議決を経て、基金資産として、基金を積み立てることができる。

2 積立金の管理及び運用処分の方法は、理事会及び総会の議決を経なければならない。

3 一般会計の毎年度残高のうち、特別基金会計に繰り入れることが適当であると理事会が認めた額は、特別基金として積み立てることができる。

(会計年度)

第29条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第8章 賞 罰

(表彰)

第30条 本連盟の運営、発展に功績のあった者を表彰することができる。

2 対象者は、理事会の承認を経て会長が表彰する。

(処罰)

第31条 加盟団体若しくはその所属員で本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の規約に違反する行為があったときは、理事会の3分の2以上の議決をもって除名、その他の処分をすることができる。ただし、この場合該当者に釈明の機会を与えるものとする。

第9章 雑 則

(規約の改正)

第32条 この規約の改正は理事会の3分の2以上の同意を得て、総会に諮り議決しなければならない。

(細則)

第33条 この規約の施行について必要な細則は、別に定める。

(解散)

第34条 本連盟は総会の5分の4以上の多数の議決により解散する。

2 解散の場合の残余財産の処分等については理事会で定める。

(付則)

第35条 この規約に規定のない事項については、第3条の趣旨に基づき、常任理事会又は理事会の議決をもって処理することができる。

第36条 この規約は昭和44年8月17日より効力を生ずる。

※ 昭和62年4月11日改正

※ 平成5年4月18日改正

※ 平成7年3月26日改正

※ 平成7年11月23日改正

※ 平成9年5月10日改正

※ 平成17年5月29日改正

※ 平成18年6月11日改正

※ 平成19年5月13日改正

※ 平成25年5月19日改正

※ 平成27年5月24日改正

※ 平成30年5月20日改正

静岡県空手道連盟細則

(目的)

第1条 本細則は、規約第34条に基づき、本連盟業務執行に必要な細部を定めることを目的とする。

(加盟承認基準)

第2条 規約第5条第1項に基づく連盟への加盟承認基準は次のとおりとする。

- (1) 本連盟の規約及び活動方針に従って行動できること。
- (2) 当該団体の競技方法が危険を伴うと予測される場合は承認しない。
- (3) 新規に加盟しようとする支部は、現加盟支部の推薦を必要とする。
- (4) 本基準に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

(加盟金)

第3条 規約第6条3項により理事会で定める加盟金は、当該年度会費と同額とし、加盟と同時に支払うものとする。

(年会費)

第4条 規約第23条の理事会で定めた年会費は20,000円とする。加盟支部は連盟事務局の指定口座に振込み納金するものとする。

(休年会費)

第5条 特別の理由により一定期間加盟団体としての活動を継続することができなくなった支部は休会とすることができる。

- 2 休会を申請しようとする支部は、その理由を記載した書面を会長あてに提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 3 前項の承認を得た支部は、休年会費5,000円を納入するものとする。
- 4 休会支部は次の催事等に参加することができる。
 - (1) 日本スポーツ協会スポーツ指導者資格更新講習の受講
 - (2) 全日本空手道連盟公認審判員資格更新講習の受講
 - (3) その他三役会が必要と認めたもの
- 5 休会支部の正規支部への復帰は理事会への報告により認められる。

(大会名称の使用等)

第6条 本連盟の加盟支部が県下で独自の大会を開催する場合、「選手権大会」の名称を使用してはならない。

(安全管理)

第7条 本連盟の加盟支部は、会員の安全管理に十分留意し、事故発生時の最小限の補償等を考慮して、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

(地区割)

第8条 県下を、富士川以東(富士市、富士宮市を含む)を東部地区、富士川以西より大井川以東(島田市、牧之原市、吉田町、川根本町を含む)を中部地区、大井川以西を西部地区と称し、3地区に区分する。

(理事・幹事の選出)

第9条 規約第11条第3号の役員の選出基準を次のとおり定める。

(地区役員選出調整役)

1 前条の各地区に、この規定による地区役員選出調整役2名を理事会で選出しておくものとする。

(1) 地区役員選出調整役は地区内の支部代表者をまとめ、適正かつ円満な役員の選出ができるよう地区内の意見調整をはからなければならない。

(幹事の選出)

2 各地区内に登録されている5支部の代表者を単位として、互選により1名の幹事候補者を選出し理事会に推薦するものとする。

(1) 各支部はあらかじめ支部代表者(支部長)1名を登録しておくものとする。

ただし、複数の支部の支部長を兼ねている場合は、代表者を1名とする。

(理事の選出)

3 前項で選出された幹事2名を単位として互選により1名の理事候補者を選出し理事に推薦するものとする。

(常任理事の選出)

4 常任理事は、東部、中部、西部の各地区から1名以上を選出する。

(事務局長・次長・職員の報酬)

第10条 報酬額は、毎年度理事会の議決をもって支給する。

(旅費等支給基準)

第11条 本連盟は、役員等が県内外の大会、会議等に参加する場合の旅費等の支給基準を次のとおり定める。

(1) 交通費を支給する場合は、下記に基づき支給する。

交通費 居住地最寄り駅から会場地間の往復普通運賃(鉄道賃、バス賃等)鉄道については、片道50km以上の場合は急行料金、特急料金、新幹線料金を支給することができる。ただし、片道70km未満は自由席料金とする。

(2) 宿泊費(2食を含む)は、1泊につき10,000円とする。

(専門委員会日当支給基準)

第12条 本連盟は、各委員会の行事に役員、講師として参加した者の日当を支給することができる。

(1) 各委員会の支給額の適正性については、常任理事会の承認を得なければならない。

(役員の設定)

第13条 本連盟は、役員^のの定年を次のとおり定める。

- (1) 理事長 70歳
- (2) 副理事長 70歳
- (3) 常任理事・理事 70歳
- (4) 幹事 70歳
- (5) 事務局長 70歳
- (6) 事務局次長 70歳

2 定年は前各号の年令に達した誕生日とし、その任期は当該年度の末日までとする。

(役員^のの辞任)

第14条 本連盟役員が任期途中で辞任する場合は、会長あてに辞任届けを提出しなければならない。

2 会長は前号の辞任届けがあった場合は、速やかに常任理事会に諮って協議し、その可否を決定し、本人に通知しなければならない。

(慶弔基準)

第15条 本連盟の慶弔の基準を次のとおり定める。

1 お祝い

- (1) 優秀選手（高校生以上の県代表選手で、全国大会規模以上の大会において優勝した選手） 10,000円
- (2) 役員、支部長が県体協以上の上部団体から表彰を受けた場合 10,000円

2 お見舞い

役員、支部長が1カ月以上入院した場合 20,000円

3 お悔やみ

- (1) 役員、支部長本人が死亡した場合弔電及び花輪等
- (2) 役員、支部長の配偶者が逝去された場合弔電及び花輪等
- (3) 役員、支部長の両親が逝去された場合弔電
- (4) その他三役会において必要と認めたもの

(印章)

第16条 本連盟の印章を次のとおり定める。

- 1 印章は「静岡県空手道連盟会長之印」、「静岡県空手道連盟之印」、「事務局印」の3種とし、数量は事務局印1個、他の2種は2個とする。
- 2 印章の管理は事務局印を事務局次長、他の2種を事務局長が行う。
- 3 印章は朱肉を使用し押印することを原則とする。
- 4 前項の規定に関わらず、多数を印刷する文書等に印章を施す場合は、理事会の承認を得て、印章を刷り込みとすることができる。この場合必要に応じ印章を拡大又は縮小することができる。

(付則)

第17条 本細則に定めのない事項は、常任理事会で協議し、処理するものとする。

(施行期日)

第 18 条 本細則は、平成 19 年 5 月 13 日から施行する。

※ 平成 27 年 5 月 24 日改正

※ 平成 28 年 5 月 22 日改正

※ 令和 2 年 6 月 13 日改正